令和３年１２月

大木町農業委員会総会

議　事　録

令和３年１２月作成

令和３年１２月大木町農業委員会
総会議事録

１．**開催日時**　令和３年１２月１０日（金）午後１時３０分から午後３時００分

２．**開催場所**　大木町役場　３階　大会議室

３．**総会構成人員現在総数**　18名

４．**出席委員**　（18名）

１番　荒巻　明子
２番　山口　茂徳
３番　田中　良房
５番　黒田　安利
６番　松本　久吉
７番　山縣　吉子
８番　平木　俊博
９番　北原　幸則
１０番　熊本　森行
１１番　松永　靜義
１２番　池口　活友
１３番　山城　都行
１４番　石橋　隆
１５番　牟田口　美智子
１６番　田中　稔男
１７番　真辺　恵子
１８番　井手　正宏
１９番　眞崎　萬次（会長）

５．**欠席委員**　（０名）

６．**農業委員会事務局職員**

事務局長　廣松　栄治
主　　幹　鶴岡　寛士
書　　記　北原　俊佑

７．**議事内容**

１．議事

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請について
４）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長　　皆さん、こんにちは。今年一年を振り返ってみますと、新型コロナによる緊急事態宣言により、大幅に活動が制限されていろんなことが出来ませんでした。現在、オミクロン株が世界的に流行しているという状況ですが、日本では４例ほどしかあがっていませんので、来年は通常に戻ることを願っております。
　また、農業に関してもコロナの影響で農産物の価格に大きな影響を及ぼしましたし、米価も値段が安い状況になっていると聞いています。こういう状況の中で非常に厳しい年でしたが、来年はいい年になるように願っております。
　それでは、大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。
　ではただいまより、１２月の農業委員会総会を開催いたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願い申し上げます。
　本日の議事録署名人を、１７番委員 真辺恵子委員、１８番委員 井手正宏委員にお願いいたします。
　それでは議案第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。
　議案第１号の通知を終わります。
　次に議案第２号「農地法第３条の許可申請について」ですが、議案第３号「農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請についての整理番号１番も関連がありますので、一括審議とします。
　具体的な内容については、事務局から説明があると思いますが、今回大木町で初めてとなる営農型発電設備の一時転用案件となっており、太陽光パネルの下で耕作する特殊事例でパネル下農地に与える影響ともありますので、直接申請者より転用計画及び営農計画について説明をお願いしております。
　では、準備がございますので休憩に入ります。

（　休　憩　）

議　長　　それでは再開します。
　まず、申請人の自己紹介をお願いします。

申請人　　（　自己紹介　）

議　長	議案第２号及び議案第３号の整理番号１番を議題とします。 事務局の朗読説明を求めます。 改めて、申請人の紹介を事務局からいたします。
事務局	（　紹介・朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 それでは、追加で説明があれば申請人よろしくお願いいたします。
申請者	（　追加説明なし　）
議　長	それでは皆さんの方から何かご質問があればお願いいたします。 牟田口委員お願いします。
牟田口委員	大豆の収穫はどうやってするのですか？
申請者	中に入れるような高さ、光があたるような高さにします。 作物を作る為に、パネルを高くしてもらうようにしています。中にコンバインやトラクターが入れるようにしています。
平木委員	はい。
議　長	平木委員。
平木委員	コンバイン、トラクターが全て入る大きさと言う事ですが、図面では2,750mm と書いてありますが？
申請人	機械をすべて測って申請しております。
平木委員	わかりました。
議　長	いいですね。他にありませんか？
田中委員	はい。
議　長	はい。田中委員。
田中委員	太陽光パネルですが、日当たりがいいようにと答えられておられましたが、資料を見ると東側向きにされるのですか？東西向きにされるのですか？
申請人	南北が長い方向に設置します。

田中委員　普通効率を考えると、南向きにするじゃないですか。
その方が、日当たりもいいかもしれないなと思って聞きました。

申請人　土地が、南北に長かったので。コンバインとか利用活用がしやすいようにと思いました。

田中委員　2,750mm あるならどう向けても一緒のような気がするのですが。
南に向けた方が、反射もあるのでいいかなと思ったのですが。

申請人　最初がそういう案で、これがいいということでなっていたので。

議　長　田中委員いいでしょうか？

田中委員　はい。

北原委員　はい。

議　長　はい。北原委員。

北原委員　今、防除はビーグルですか？ヘリ防除ですか？

申請人　全部ヘリ防除でしています。

北原委員　ドローンかなんかに変えないと厳しいかなと。幅がヘリでは届かないのではないでしょうか

申請人　幅はおそらく動噴でないと入らないかと思います。

北原委員　わかりました。

議　長　よろしいですか？他にありませんか？

山口委員　はい。

議　長　はい。山口委員。

山口委員　最初３年間で町の平均収量より低かったら撤収されるわけですか？

申請者　そういう契約なっているようですので。

議　長　その点につきましては、県との打ち合わせがありますので、事務局から説明したいと思います。

事務局　今回営農型の発電施設というのが、町平均収量の８割とれるようにということになっております。
上白垣農事組合法人は町の平均の２割プラスぐらいとってあります。
極端に作りっぱなしでほったらかしとか、マルチをかけて作物を作らない、太陽光だけすればいいだろうとかになるといけない。発電と一緒に営農をしながらやっていくのが基本なので、全く作付が見込めない場合は次の更新は出来ないというのが国の施策となっています。
ただ、例えば７割ほどとれた時など、今後努力次第では改善の余地がある場合は、その後の計画のときに、こういう改善をしますという営農計画を作成いただき、８割以上の収穫が可能な判断が出来れば更新ができるというふうに捉えているところであります。
８割を下回った場合、作物の変更もふまえ、今後検討していかなければならないかなと思っているところです。

議　長　よろしいでしょうか？他に意見はありませんか？

各委員　（　意見なし　）

議　長　質疑を終わります。
申請者の皆様、今日はありがとうございました。
申請者退席の為、休憩に入ります。

（　休　憩　）

議　長　再開します。
現地調査の結果について、現地調査委員の井手副会長の意見をお願いします。

井手副会長　１２月８日に私と真辺副会長と事務局で現地調査に行きました。
今、事務局と申請者の説明があったとおり、現況は畑です。畑作の後は大豆を作ってあったと思います。
耕作放棄地ではなく、きちんと管理が出来ていたと思います。
太陽光ですが、先進地として捉えていただき、大変いい事だと思います。
収量は十分あると思います。事務局から説明があったとおり、とれなかったら改善策をして、他の作物に転換という事もありますので、私は現地を確認した限りでは何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。

議　長　次に地元委員の黒田委員の意見をお願いいたします。

黒田委員　〇〇さんとは１２月４日に一緒に現場の方で立会いをさせていただき、営農型発電ということで、説明をうけました。
周りの田への影響はなく、西側に家がありますが、近隣の方には了承済みということでした。

排水につきましても、既存の土管がありますのでクリークの方には流れるかと思いますので、何の問題もありません。
承認のほうをよろしくお願いいたします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
採決いたします。整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、議案第２号及び議案第３号の整理番号１番を承認することに決定いたします。
この結果については、今日参加していただいた申請人に結果報告をいたしますので、ここで休憩にしたいと思います。

（　休　憩　）

議　長　　再開します。
次に議案第２号の整理番号２番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
続いて、地元委員の黒田委員の意見をお願いします。

黒田委員　　整理番号２番の件ですが、今まで譲受人が耕作していましたが、もう返すという事で話された際、買ってほしいと言われて譲受人が農地を買うようになったということです。以上です。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
採決いたします。整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
　次に、議案第３号「農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
　整理番号２番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明　「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の真辺副会長の意見をお願いします。

真辺副会長　　１２月８日に事務局と井手副会長と現地調査に行きました。
事務局の説明のとおり、駐車場用地の転用申請です。
申請地の周りは畑や通路、農業用倉庫で周りの農地には影響はないと考えますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　続いて、地元委員の平木委員の意見をお願いします。

平木委員　　この件について、申請者より駐車場にしたいということで話をうけましたが、申請者が住宅を建てた際、残土が出て、残土を畑に入れていたのでそれは駄目だという事で話をしていました。全部掘りあげてから新しく申請をしてくださいということを話していましたが、残土の上から盛土がされてそのまま承認というかたちが出来上がっているというのは、順序が違うのではないかと思っています。
周りの影響については東西南北自分の土地で、排水もきちんとされておりますので、何ら問題ないと思います。しかし、家を建てた時はこの申請はまだされていなかったと思います。
この申請をお願いしますという事で来られた時に、残土を全部除いて、現状復帰しないといけないということを申し上げております。
今後の問題等考えて、非常に重要な問題だと思います。埋めたからいい話ではなく、周りが全部自分の土地で問題ないかと思いますが、その点はは今後許可ができるという事であれば、ここで説明していただければと思います。

議　長　　それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局　　県と今月上旬に現地を確認させていただいております。
今現在は畑の状態になっており、耕作できる状態に復田されておりますので、この点については問題ないということで、県の判断は出ております。

平木委員　　そうですか？私が見たところは、埋まっていましたが。
問題なかったですか？

井手副会長　　はい。

議　長　　はい。井手副会長。

井手副会長　　私も現地調査に行きました。
現在はきれいな畑で、その前がどうなっていたかというのは、現地調査委員では分かりませんが、現状はきれいな畑でした。
当初はそうだったかもしれませんが、現地調査としてはその前を見ていないのでですね。

議　長　　平木委員よろしいですか？

平木委員　　はい。

議　長　　はい。田中稔男委員。

田中稔男委員　　今地元委員さんが言われているように、ガラを埋めているじゃないですか。申請する段階で、畑泥を入れてしてるような格好さえしてれば許可がおりるのですね？
おっしゃっていることはそういうことだと思うんですよ。表面に泥をおいて、ならしてきれいな畑にしてるのを見てると思うんですよ。
現状戻して許可を取るというのだったらそうだと思うのですが、この状態で許可を取るというのはどうですかね？

議　長　　事務局、お願いします。

事務局　　以前、同じようなことで疑義があって確認をしたことがあります。
実際にそこで畑作ができるかできないかが基準みたいです。
下に何が入っていても、上で管理がしやすい作物であったとしても、その農家の方が、その場で作付できる状態であれば田または畑とみなすことができます。
ただ、種をまいてそれだけでは何も耕作できないのではというような分に関しては、アウトになります。
今回のケースですが、現地調査員と私と県の方が見た感じでは、ある一定の作物が作れる状態になっているということで確認をしています。
現場は何か植えてあったわけではありませんが、畝をたてて畑泥があり、下まで掘って確認しているわけではありませんが、ある一定の作物は作れるのではないかという確認はしています。
何らかの作物、下が何であったとしても植えられる状態にしておけば畑として活用できるのであれば畑として見るというかたちになるかと思います。

田中稔男委員　地元委員さんが言っておられるのは、もっともなことでその状態を確認した上で、泥を入れるのはいいかもしれませんが、今までの事情がこうなっているから、それを確認されているわけですよ。確認されてなければ問題にならないでしょうが、確認をして改善がされていないのに、畑泥をおいたら「はい、いいですよ」という話になるのですかということですから。
おそらくまた今後こういう話は出てくると思います。

井手副会長　こうなる前は、田だったのでしょうか？畑だったのでしょうか？
田だったら、畑にするときに変更を出さなくていいのですか？

事務局　畑にする為には土壌改良届というのが必要です。
地元委員さんが改善がいるよと判断されたら、尊重するべきかと思っています。

平木委員　新築される時からずっと見てきて、ブロックや石が入っているのを見ています。このままだと認められませんよと伝えると、自分でしますということで承認をしたわけです。

事務局　大木町は件数が少ないですが、無断転用で申請する前に入っていて始末書ありの転用許可というのも農林管内であっております。今回は、農業委員さんがどうしても下に入っている部分とか改善に従わなかったのであれば、全部堀り上げというのは農林も追認ということになるかとは思いますが、今回理由書の添付がないので、今回の話で上にのせるだけでいいのかという問題、復田の度合いというのが地元農業委員さんの判断で納得がいかない場合は、農業委員皆さんとの申し合わせになるかと思いますが、理由書を地元委員さんに説明して出してもらうという流れだったらどうだろうかと思います。
下に何が入っていてもいいだろうではなく、地元委員さんがここまではしてもらうという指導は必要だと思いますし、それぞれ判断が変わってくると思いますので、地元委員さんの意見を尊重するべきだと思いますのでそれで出してもらうというのはどうでしょうか。

井手副会長　いいでしょうか？

議　長　どうぞ。

井手副会長　この件があがってきたときに、事務局はすぐに地元委員さんに話したのでしょう？
それを地元委員さんから何も聞いてないのなら事務局は全然分からないと思う。それを聞いているなら、事務局がいきなり転用ではなく、田を畑に変更しているなら畑の変更を出してから、その後に申請を出してもらえば何の問題もなかったと思う。
平木委員さんが言われているように、自分の家を建て直す時の分であって、他の家の分ではないので。畑に変えますという申請をしてもらえば何

の問題もなかったのではないですか。
　田中稔男委員が言われるように、こういったことはあると思う。
　私たち現地調査委員は、それ以前のことを知らないので最初からこうなんだなとしか思わない。

事務局　　私のほうも、事情があるというのは地元委員さんから聞かないと以前の状況が全部確認できるわけではないです。
　今現在、申請者より地元委員さんに説明をしてほしいということで連絡をするように口頭でお願いしているところです。
　他の市町村では、説明を受けましたというサインを持ってきてもらうという方法もあります。ひと手間かかりますが、ちゃんと説明を受けて、この説明内容で申請ができるというサインを持っていってもらうと、ある程度申請書の内容で地元委員さんは納得してあるというのが分かるし、改善点を書いていただくとこちらも改善できます。
　地元委員さんと事務局との意思疎通ができるのではないかと。

平木委員　　県の方が来られたというのは、申請者からも聞いていました。
　私もその時は何の報告も受けていなかったので、何しに来たのだろうかという話でした。
　調査に来て許可がおりているということは、申請が通ったと考えていた。
　ただ、それが通るのであれば、残土を掘り上げて、そのときの状態はきれいになっていたと確認されたのでしょう？ということであれば、農業委員がきちんとされていると確認されればそれでいいという事でしょう。
　問題がないのであれば、農業委員がいろいろ言う必要ない。

井手副会長　　地元委員と区長さんが見ているのに、それを素直に許可していいとはいえないかもしれない。

議　長　　この件に関して、他に意見がある方はいらっしゃいませんか。

松永委員　　提案があるのですが、理由書を書いていただいて来月にまわすということはどうでしょうか？
　地元委員さんもよく知らなかったということもありますし、本来ならば農業委員さんが分かりましたということで出してあったと思いますが、それも十分よく聞いてないということなので、一回は反省していただくという事でやったらどうでしょうか。

議　長　　他にないですか？
　いろいろ意見が出ました。地元委員さんからの意見で、簡単に許可を出していいのかという意見が出ましたが、先ほど松永委員からご提案があったような状況をふまえたかたちで処理したらどうかとご提案したいと思いますが、まずは地元委員さんとして今回の委員会にかけた状態で許可をするかどうかを、地元委員さんの意見を尊重した状況であとの処理をするということで考えたいと思いますが。

平木委員　簡単な問題ではないので、質問したわけです。
同じ集落に住んでいるので、個人的には溝を作りたくないわけです。
相談はあって、申請をしますということだったので、現状に戻しなさいということを伝えて、そこまでは関わっていました。
今後、こういう問題が出た時どうするかということの対策にしていただければと思っています。

議　長　非常にいい提案でございましたので、今後こういう問題が起こる可能性はありますので、総会に提案する前に確認したうえで総会にかけるということで、今後は進めたいと思います。
それではよろしいですか？

井手副会長　ちょっとよろしいですか？

議　長　はい、井手副会長。

井手副会長　畑にしても申請しなくていいということですね。

議　長　事務局お願いします。

事務局　畑に変えるときには届出がいります。
届出と許可は少し意味合いが違います。事前に届出をしてもらうということが基本です。

松永委員　届出したらすぐ許可が出るのですか？

事務局　届出なので、届を出してもらうだけで結構です。
事前に出してもらうのが原則ですが、事後でも出してもらえばと思います。

議　長　他にありませんか？
私からの提案ですが、現地調査委員並びに地元委員の意見について、問題ないということでしたが、議論の結果、今の状況を勘案し、保留という事で次回改めて農業委員会で提案するという事でしたいと思いますが、いかがでしょうか？

井手副会長　保留してどうするのかを決めないといけないのではないですか？
始末書を提出してもらうなら、提出してもらいますと提案するべきでは？

事務局長　松永委員、井手副会長も言われたとおり、地元委員と現地調査委員の意見が可であっての採決になるかと思います。今回疑義があったということで意見がありましたので、これを例にしますと今後についても同じようなことが繰り返されることがありますので、これまでも始末書を出していた

だいた経緯がありますので、この保留期間について申請者と事務局のほうで話をしまして、書類上になるかと思いますが、注意をおこないながら次回農業委員会でかけさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議　長　　事務局長からの提案でしたが、よろしいでしょうか？

牟田口委員　　始末書を提出してもらうということですか？

事務局長　　始末書または理由書という事で、今までは出していただいているので、何らかの事情がありますという事で、整理をさせていただいています。
　農地または畑として使ってもらっている状況で、転用をかけるということが原則だと思いますので。

田中稔男委員　　紙一枚ですむような問題ではないと思うのですが。
　事前に区長さんまで分かっていることなので。
　意図的な問題だと思います。

議　長　　今後については、そういう状況があれば総会に起案してもらわない。
　調査の以前でその部分については、農業委員に現地調査をしていただきますので、その時点で問題があれば指摘をしてもらうということでお願いをするということでいかがでしょうか。
　それでは、今回は採決をしないで保留という事で、次回の農業委員会に再度お願いするということにしたいと思います。
　次に整理番号３番を議題とします。
　事務局の説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
　現地調査の結果について、現地調査委員の井手副会長の意見をお願いします。

井手副会長　　１２月８日に真辺副会長と私と事務局で現地確認に行きました。
　事務局から説明があったとおり、この土地は第２種農地であり、周りは住宅地です。このお二人は親子という事ですので何ら問題ないと思います。
　排水も道路脇の側溝に浄化槽の排水、雨水等は側溝に流すということですので、何ら問題ないと思います。

議　長　　つづいて、地元委員の意見ですが、私の担当地区でございますので意見を申し上げます。

眞崎会長　この申請につきましては、５条申請の転用です。先ほど事務局並びに現地調査委員からも報告がありましたとおり、親子関係であり、贈与というかたちでおこなわれるということです。譲受人については、公務員で現在アパートにお住まいとのことで、こちらに帰ってこられるとのことです。周囲の状態につきましては、現地調査委員から説明がありましたとおり、周囲は分譲住宅地並びに農用地ですが、農用地の部分に関しては、父親の所有という事ですので、何ら問題ないと思います。
　現況はどのような状況かと申しますと、完全な農地で大豆の播種がされていましたので何ら問題ないということをご報告申し上げます。

議　長　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
　質疑に入ります。
　皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
　整理番号３番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、整理番号３番を承認することに決定いたします。
　次に、議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
　地元委員の平木委員の意見をお願いします。

平木委員　この件につきましては、〇〇さんに後継者がいないということで、売買をされております。
　今度機構へ所有権の移転をされますが、もしよければ農事組合の土地なので、できれば地元の農事組合員さんにお願いしたいということで、農事組合のほうからもお願いしたいという案があがっております。
　〇〇さんも推進機構を利用した方が、メリットがあるのでということでお話をしております。

議　長　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
　質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　意見なし　）

議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。 議案第４号を承認することに賛成の方は挙手を願います
各委員	（　16 名挙手　）
議　長	賛成多数と認め議案第４号を承認することに決定いたします。 それでは以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

９．議案の賛否

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について（報告）

２）農地法第３条の許可申請について

整理番号１	賛成 17 名	反対	０名
整理番号２	賛成 17 名	反対	０名

３）農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請について

整理番号１	賛成 17 名	反対	０名
整理番号２	保留		
整理番号３	賛成 17 名	反対	０名

４）大木町農用地利用集積計画の決定について

賛成 16 名　　反対　　１名

１０．　閉会の日時　　令和３年 12 月 10 日（金）午後 2 時 50 分